# 小田原駅東口お城通り地区再開発事業 広域交流施設ゾーン整備

実施方針(案)

平成 27 年 12 月

小田原市

## I 策定にあたって

### 1 これまでの経緯

- ・小田原駅東口お城通り地区再開発事業については、平成22年10月に策定した「小田原駅東口お城通り地区再開発事業基本構想」に基づき、整備、検討を進めている。
- ・富士・箱根・伊豆地域における広域交流の玄関口である小田原駅に近接し、市民、観 光客等の来街者にとって重要な拠点地区であることから、小田原市景観計画に基づく ペデストリアンデッキ上からの小田原城天守閣への眺望に配慮する。
- ・小田原の顔としてふさわしい土地利用を図ることとし、緑化歩道、駐車場施設ゾーン、 広域交流施設ゾーンの3つに区分して、段階的な整備を進めているところであり、平 成27年11月には、駐車場施設ゾーンの供用を開始した。

### 2 整備の基本的な考え方

- ・広域交流施設ゾーンの整備にあたっては、広域交流拠点にふさわしいゾーンとするため、商業・業務施設と公共・公益施設を配置し、人々の交流、憩い、待ち合いなどの 適切な規模の広場を確保して、複合集客施設と広場を一体的に整備する。
- ・急速な人口減少と少子高齢化を背景として、商業施設や医療・福祉施設、教育施設、 公共施設等、生活利便施設にアクセスしやすいまちづくりが求められていることを踏まえ、公共交通のネットワークが充実している小田原駅の特性を生かして、質の高い 公共的空間を創造し、中心市街地活性化と地域経済の振興を目指すものとする。

### 3 現況調査等

### (1) 再開発事業の現状

・建設費の高騰により総事業費が膨らむ一方、テナント賃料は現状維持という状況にあり、建設費の増に見合う収入を見込むためには、長期的に安定した施設を配置するなどの工夫が必要である。

### (2) 民間事業者からの意見

- ・建設費の高騰など厳しい状況ではあるが、交通結節点としての小田原駅周辺は評価 が高く、事業への強い参画意欲を持っている。
- ・公共・公益施設は、一定の集客効果が見込めるため、民間テナントとの複合施設として整備することが望ましい。

### (3) 事業採算性の検証

- ・建設単価、不動産業界の賃料相場など市場動向を分析し、モデルプランに基づき、現 状での総事業費、市の負担額を試算した。
- ・その上で、不動産指標(NOI利回り)を用いて事業採算性の検証を行うとともに、 民間事業者へのヒアリングを重ね、実勢に合致した検証を行った。

(NOIとは: Net Operating Income の略。収入(賃料)から、実際に発生した経費(管理費、固定資産税など)のみを控除して求める。また、不動産物件の収益力として、NOIを初期投資額で割った「NOI利回り」を指標に、投資案件が評価される。)

### 4 意見聴取の状況

### (1) 市民アンケート調査について

実施方針(案)を作成するにあたり、市民意見を聴取するため、施設及びサービス内容等についてのアンケート調査を実施した。

対象者	無作為抽出による 1,500人
回答数	558通(回答率37.2%)

### (ア) 回答者の属性等

- ・回答者の内訳は、男性4割(224人)、女性6割(333人)※記載なし1人
- ・60歳代と70歳代からの回答が、全体の約4割を占めている。
- ・市内での居住年数30年以上の方が約6割を占めている。
- ・回答率に地域別の偏りはない。
- ※性別、居住地域については、偏りなく回答をいただいており、年齢が比較的高く、 小田原に長く居住している方が高い関心を示している。

### (イ) 複合集客施設の内容

- ・「ホテル」については、ビジネスホテルが妥当とする回答が約4割あり、レストランやカフェなどの併設が必要であるとの回答が約5割となっている。シティホテル、リゾートホテル等の要望もいただいている。
- ・「ライブラリー機能」、「子育て支援機能」、「コンベンション機能」については、約 8割の方が配置を希望している。
- ・施設の整備により、約9割の方が駅周辺の利便性が高まると回答している。
- ※「広域交流施設ゾーン整備の基本的な事業化方針の骨子」に示す施設構成ついて は、概ね賛同が得られている結果であった。

### (ウ) **主な自由意見**(回答者数558人のうち、279件の意見)

- ・外国人を含む観光客などをターゲットとした商業施設を誘致すべき
- ・出張等のビジネス需要に対応したホテルなど、交流人口の増に資する施設の設置
- ・観光バス乗降場などの駅周辺における公共交通機能の強化や安全性の向上
- ・ライブラリー機能や子育て支援機能などの公共・公益施設は、必要最小限に留める
- ※外国人を含む観光客やビジネス需要など、来街者の増に資する施設を望む声や、 駅周辺の公共交通機能の強化に関する意見が多数寄せられた。

### (2) 各種関係団体からの意見

- ・駅前の立地を活かした、交流人口の増に資する施設整備を望む
- ・外国人観光客を東口に誘導するため、観光バス乗降場を整備すべきである
- ・公共・公益施設の規模は、必要最小限のものとすべきである
- ・民間からのアイデアにより、小田原の魅力を生かした施設整備を期待する
- ・子ども達の将来を見据え、安心・安全な街づくりをお願いする
- ・これからの人口減を考えると、箱物は作るべきではない

### 5 事業化の方向性

・これまでに行ったアンケートや現状調査、各種意見を参考に、次のとおり事業化 の方向性を示す。

### く身の丈にあった事業>

・現状の社会経済情勢を正確に把握し、事業の採算性や将来的な費用負担も十分に 検討することとし、適正な規模の施設とする。

### <公共交通ネットワークとの連携>

・事業の成立性を高める要素として、小田原駅前の持つ公共交通ネットワークを最 大限に活かすための機能検討を加える。

### <地域経済振興への貢献>

・ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫っている好機を捉え、地域経済の振興と駅周辺の更なるにぎわいを創出するため、迅速かつ着実に施設整備を進めていく。

### 6 成案確定に向けての課題

### <身の丈にあった事業>

・建設費高騰の折、初期投資である建設費の負担が大きくなることが想定され、**商業・業務施設の誘致や賃料設定が事業成立の鍵となる**ため、適正な施設規模・内容を求め、市及び民間事業者のリスクを最小化するための仕組みについて検討する。

### <公共交通ネットワークとの連携>

・駅前広場の利便性を向上させるため、東口、西口の機能分担を見直すとともに、不 足している**観光バス等乗降場の整備を図る**必要がある。

### <地域経済振興への貢献>

・人々の交流、憩い、待ち合いなどの場を提供し、にぎわいを創出するとともに、中 心市街地はもとより、**市内全域、周辺地域への回遊性を向上させる必要がある**。

### Ⅱ 整備方針

### 1 事業場所

### (1) 所在地

神奈川県小田原市栄町一丁目地内(代表地番 625-5)

### (2)面積

約 5,986 ㎡ (図上計測)

### (3) 用途地域

防火地域、商業地域(建ペい率80%、容積率500%)

### (4) その他の地域地区等

第4種高度地区(最高高さ31m)、駐車場整備地区、景観計画重点区域 (高さについては緩和措置あり)

### 2 施設の目的

### (1) 県西の「玄関口」としての役割

- ・交通結節点としての小田原駅前の特性を活かした施設
- ・歴史、文化を尊重した「小田原の顔」となる施設

### (2) 快適で利便性の高い「広域交流の拠点」を整備

- ・外国人観光客を含む来街者の増に寄与する施設
- ・公共交通ネットワークの利便性向上に資する施設

### (3) 中心市街地の活性化と地域経済の振興に貢献

- ・人々の交流、憩い、待ち合いなどの場を提供し、にぎわいを創出する施設
- ・中心市街地はもとより、市域全域への回遊性の向上を目指す施設

### 3 施設等の内容

- ・低・中層階にライブラリー機能、子育て支援機能、商業・業務機能、コンベンション 機能の配置を想定する。
- ・上層階には、外国人を含む観光客やビジネス需要に対応する都市型ホテルを誘致する。
- ・ペデストリアンデッキから望む小田原城天守閣の眺望を確保し、適切な規模の広場を 配置する。

### (1) ライブラリー機能

- ・施設面積は1,300 m2程度を想定する。
- ・「図書館施設・機能整備等基本方針」の内容を十分に考慮した施設を検討する。
- ・アンケートでニーズの高かった、学習支援、インターネット利用などの機能提供を 考慮する。
- ・子育て支援機能や商業・業務機能と相互に連携し、にぎわいの創出を目指す。

### (2)子育て支援機能

- ・施設面積は300 m<sup>2</sup>程度を想定する。
- ・「おだぴよ子育て支援センター」の機能移転を前提として配置を検討し、更なる利用 率向上を目指す。

### (3) 商業・業務機能

### <商業機能>

- ・交通結節点である小田原駅前の特性を生かし、にぎわいの創出を図るものとする。
- ・お城通りにふさわしい、外国人観光客を含む来街者の増に資する業種の誘致を期 待する。
- ・テナントの誘致にあたっては、中心市街地や周辺商店街との調和に配慮する。
- ・アンケートでニーズの高かった飲食店、土産物店などの機能配置を考慮する。

### <業務機能>

- ・民間企業や地元民間団体等に供する事務所の需要に対応する。
- ・アンケートでニーズの高かった金融機関の機能配置を考慮する。

### (4) コンベンション機能

- ・施設面積は 400 m<sup>2</sup>程度を想定する。
- ・飲食を伴う会合や会議の開催が可能な施設として配置する。
- ・商業・業務施設との連携により、多様な用途に対応できるものとし、民間事業者の 運営経験やノウハウを活かした業務運営を目指す。
- ・ホテル利用者にも配慮した、利便性が高いサービスを提供する。

### (5) ホテル機能

- ・外国人を含む観光客や出張等のビジネス需要をターゲットとして、シングルユース 主体の宿泊施設を誘致する。
- ・レストランやカフェの併設による一体的なサービス提供を希望する。
- ・交流人口の拡大や地域経済振興のため、企画力あるホテル事業者の誘致を目指す。

### (6) 広場機能

- ・東口広場やハルネ小田原、駐車場施設ゾーンとの連続性を兼ね備えた歩行空間を創 出する。
- ・各種イベント等の利活用によるにぎわいを創出する広場を配置する。
- ・市民や来街者の休憩等を想定したやすらぎの空間を提供する。
- ・歩行者動線については、安全を確保しつつ、公共交通機能との連携を考慮する。

### 4 想定モデルプラン

事業性の検討において、「広域交流施設ゾーン整備の基本的な事業化方針の骨子」に 則った、施設・機能を配置した2つのモデルプランを想定した。

(プランの詳細については、「モデルプラン図 (14ページから21ページ)」を参照)

# 想定モデルプランのイメージ

検討案 1	検討案 2
A例       公共・公益施設         民間施設       都市型ホテル         ライブラリー 子育て支援 コンベンション         商業       広場         商業・業務・サービス         借地権者:事業者         底地:市	A例         公共・公益施設         民間施設         都市型ホテル         方イブラリー 子育て支援 コンベンション 広場         ロ業・業務・サービス         借地権者:事業者 底地:市
建物延床面積 : 10,300㎡ 公共・公益施設: 3,400㎡ (共用部分1,400㎡を含む) 民間施設 : 6,900㎡ (共用部分1,200㎡を含む) 総事業費 : 3,750百万円 補助額 : 1,300百万円 (国:650百万円) (市:650百万円) 市年間負担額 : 36百万円 (運営費を除く)	建物延床面積 : 11,400㎡ 公共・公益施設: 3,000㎡ (共用部分1,000㎡を含む) 民間施設 : 8,400㎡ (共用部分1,500㎡を含む) 総事業費 : 4,360百万円 補助額 : 1,360百万円 (国:660百万円) (市:700百万円) 市年間負担額 : 57百万円 (運営費を除く)
公共・公益施設 : ライブラリー機能 子育て支援機能 コンベンション機能 民間事業者 : 5,700㎡ 商業・業務機能 : 2,600㎡ ホテル機能 (136室) : 3,100㎡ 事業用地貸付面積 : 5,900㎡ (ゾーン全体)	: 1, 300 m <sup>2</sup> : 300 m <sup>2</sup>
7.63%	8. 10%
	R例

<sup>※</sup>小田原市などの一般的な都市においては、7%以上のNOI利回りが求められている。

### 5 事業スキーム

- ・事業施行を民間事業者に委ねるものとし、設計、建設、管理、運営を行う。
- ・事業者は、公募に応じた者の中から選定する。
- ・公募に応じた事業者は、広域交流施設の提案を行う。
- ・選定方法は、提案競技(プロポーザル)方式とする。
- ・事業用地は、借地借家法(平成3年法律第90号)第23条に定める定期借地権(事業 用定期借地権)を設定し、市が事業者に貸付けるものとする。
- ・事業運営期間は、事業者の提案による。ただし、提案する期間は事業用定期借地権の 存続期間内とする。

### 6 費用の負担

- (1) 市の負担
  - ①公共・公益施設及び供用部分の建設に係る費用について、国交付金を財源として 補助
  - ②整備完了後は、協議のうえ、公共・公益施設及び供用部分における賃借料、維持管理費、運営費等を負担
- (2) 事業者の負担
  - ①事業提案に係る費用の負担
  - ②事業期間中の借地料の負担
  - ③施設の設計、建設、維持管理費、運営マネジメントに係る費用の負担
  - ④その他、事業に関し市が負担すべきもの以外のもの

### 7 事業者の選定

- (1) 選定委員会の設置
  - ・事業者から受付けた提案書の審査は、公正及び公平性を確保することを目的として、 有識者及び各種団体代表者、市の職員で構成する選定委員会で行う。
- (2)審査方法及び選定
  - ・選定委員会は、提案内容の審査における評価項目の検討及び応募者から提出された 提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
  - ・審査に際しては、あらかじめ定めた事業者選定基準に基づき、提案書の審査を実施する。
  - ・選定委員会は、提案事業費のほか、本施設の設計、建設、維持管理、運営の提案内容、 市の要求水準との適合性及び資金計画並びにリスク分担を含む事業計画の妥当性・ 確実性など、総合的に評価する。
  - ・市は、選定委員会の審査に基づき、優先交渉権者を決定する。
  - ・具体的な事業者選定基準は、募集要項等で提示する。

### 8 公募に関する事項

- ・事業者が行う業務の範囲は、「別表1 業務範囲一覧」のとおりとする。
- ・市と事業者とのリスク分担は、「別表2 リスク分担表」のとおりとする。
- ・本事業の実施にあたっては、提案内容に応じて関連する各種法令、条例、規則および 要綱等を遵守するとともに、各種計画、基準、指針等についても適宜参考にするものと する。
- ・応募に際し、事業者の構成員の数は任意とするが、設計、建設、工事監理、維持管理、 民間施設の所有および民間施設等に係るマネジメントの各業務を行うことができる事業者とする。なお、地域経済の振興や地元雇用の創出といった観点から、構成員の中に 市内事業者(小田原市内に本社を構える事業者)を含めることが望ましい。
- ・応募者は、事業用地ないしその一部を定期借地し、本施設を設計・建設し、事業運営期間中安定して事業を運営できる企画力、技術力および経営能力を有するものとする。
- ・本施設の設計、建設、工事監理、維持管理、施設の所有および施設等のマネジメント の各業務に関するサービス水準については、要求水準書において示す。
- ・市は、事業者が実施する施設の設計、建設、工事監理、維持管理の各業務の実施状況 について、モニタリングを行い、契約で定める性能基準、サービス水準を事業者が遵守 していることを確認する。なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担す るものとし、事業者はモニタリングに必要な書類等の作成について協力するものとす る。
- ・事業運営期間終了後、事業者は本施設を解体・撤去のうえ、市有地を更地にして返還することを原則とする。ただし、市と事業者との間で、事業運営期間終了前において事業運営期間終了後の施設の活用方法について協議し、合意に達した場合はこの限りではない。

# 9 スケジュール

内 容
選定委員会の設置
第1回選定委員会審議会 実施方針、募集要項、要求水準書、選定基準の確定
① 募集要項等の公表
② 募集要項等に関する事業者からの質問受付
③ 募集要項等に関する事業者からの質問への回答
④ 参加表明書、資格審査申請書類の受付
第2回選定委員会審議会 一次選考(書類選考)
⑤ 資格審査結果の通知
⑥ 応募者との個別対話の実施(予定)
⑦ 提案書の受付
第3回選定委員会審議会 二次選考(提案競技選考)
⑧ 優先交渉権者の決定および公表
⑨ 基本協定の締結
⑩ 事業契約の締結

# 業務範囲一覧

業務分類	業務	内容	市	事業者
本施設の設計業務	本施設の設計業務			
	事前調査	(現況測量)	0	
		0		
	本施設整備に伴う名	·種申請		0
	本施設の建設業務			
本	近隣調査・準備検査			0
	建設工事			0
	完了検査・完了確認	7		0
工事監理業務	本施設の工事監理業務			0
		つの建物として計画す	(備品部分)	(○) (建物部分)
(保守管理、	巾施設の維持官理業務	事前調査 (現況測量) ○ 基本設計、実施設計 ○ 本施設整備に伴う各種申請 ○ 施設の建設業務 ○ 近隣調査・準備検査など ② 建設工事 ○ 完了検査・完了確認 ○ 市施設と民間施設を 1 つの建物として計画する場合 市施設と民間施設を別の建物として計画する場合 ○ 市施設と民間施設を別の建物として計画する		
(保守管理、 清掃等) 市施設と民間施設を別 の建物として計画する り 場合	0			
運営業務	市施設の運営業務		0	
	民間施設の所有業務			0
マネジメント	民間施設の開発・賃貸・	管理業務		0
	広場の運営業務、トータ	ルマネジメント業務		0
モニタリング	各業務実施状況のモニタ	リング	0	

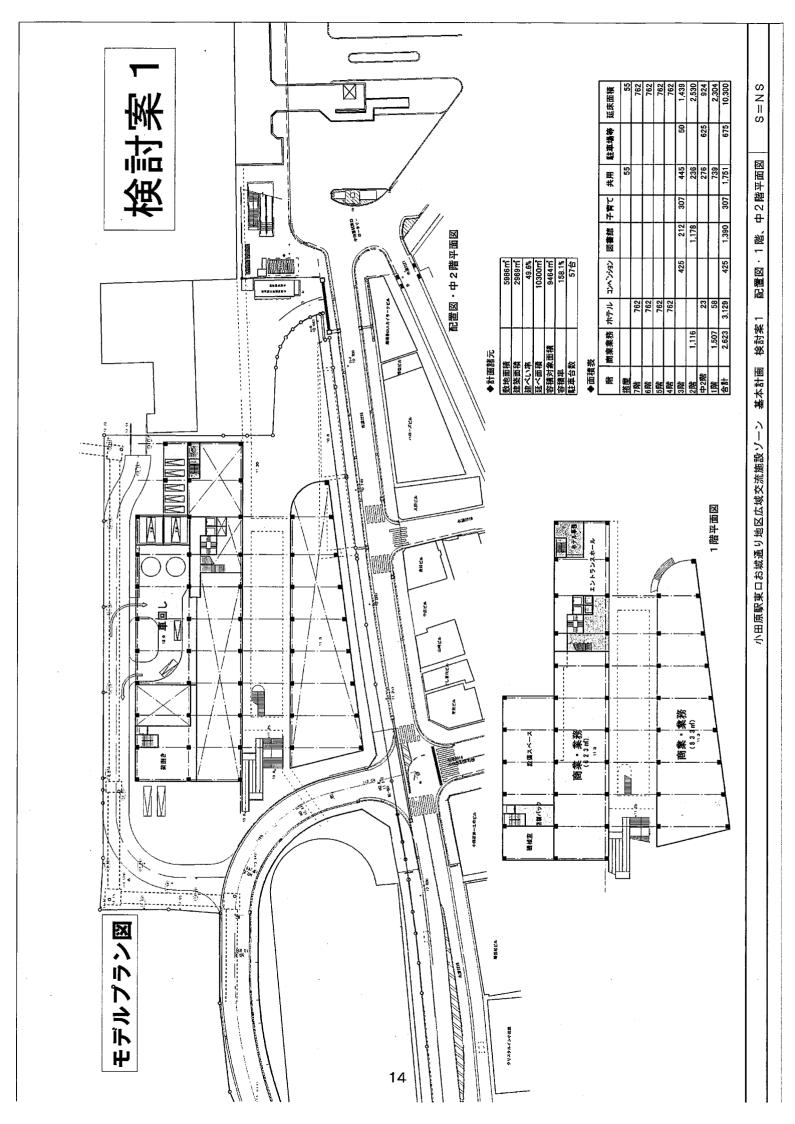
# リスク分担表

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスクの	り 負担者 事業者
共通	計画変更リスク	1	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	0	
	施策変更リスク	2	市の施策の変更(本事業に影響を及ぼすもの)によるもの	0	
	法令変更等リスク	3	本事業に直接関係する法令(税制度を除く)の新設・変更によるもの	0	
		4	上記以外の法令の新設・変更によるもの		0
	税制変更等リスク		市の支払う対価に係る消費税の変更によるもの	0	
		6	事業者の利益に課される税の変更によるもの		0
		7	上記以外の税制度の新設・変更によるもの	Δ	Δ
	環境問題リスク	8	設計、建設、維持管理、運営における有害物質の排出・漏洩など、環境保 全に関わるもの		0
	許認可取得遅延リスク	9	事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの	0	
	. ,	10	上記以外の事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		0
	第三者賠償リスク	11	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故・騒音・振動・地盤沈 下などの発生によるもの		0
		12	市が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生によるもの	0	
	住民対応リスク	13	本事業を行政サービスとして実施すること、および市からの提示条件に関 する住民対応	0	
		14	上記以外の調査・工事等の事業者の業務に関する住民対応		0
	応募リスク	15	応募費用に関するもの		0
	公募書類リスク	16	公募書類の誤りによるもの	0	
	契約締結リスク	17	市の責めにより、事業者と契約が締結できない場合(議会の否決を除く)	0	
			事業者の責めにより、事業者と契約が締結できない場合		0
		19	上記以外の理由により、事業者と契約が締結できない場合	Δ	Δ
	契約解除リスク	20	事業者の事業放棄、破綻などによるもの		0
		21	市の債務不履行、当該サービスが不要となった場合	0	
		22	戦争、暴動、天災などの不可抗力による場合	Δ	Δ
		23	法令の新設、変更による場合	Δ	Δ
	民間施設リスク	24	民間施設の設計、建設、所有、維持管理、運営に関するもの		0
計画· 設計	測量・調査リスク	25	市が実施した測量・調査に関するもの	0	
		26	事業者が実施した測量・調査に関するもの		0
	設計変更リスク		市の提示条件・指示の不備や変更によるもの	0	
		28	事業者の指示や判断の不備、変更によるもの		0

<負担者の凡例>
○ :リスクが顕在化した場合原則として負担する
△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する
空欄:原則としてリスク負担がない

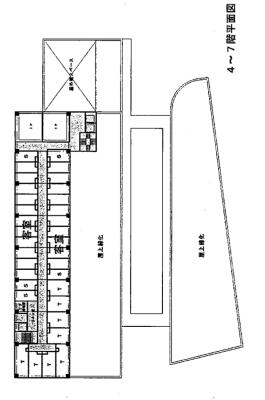
段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク 市	の負担 事業者
計画· 設計	資金調達リスク		事業者の資金調達に関するもの		0
以口		30	市の資金調達に関するもの	0	
建設	物価変動リスク	31	設計・建設期間中のインフレーション・デフレーション		0
	工事遅延・未完工 リスク	32	市の責め(提示条件、指示の不備や要求水準の変更など)による工事の遅延 や未完工のリスク	0	
		33	不可抗力による工事の遅延や未完工のリスク	Δ	Δ
		34	上記以外の要因による工事の遅延や未完工のリスク		0
	建設コストリスク	35	市の責め (提示条件、指示の不備や要求水準の変更など) による工事費の 増大	0	
		36	不可抗力による工事費の増大	Δ	Δ
		37	上記以外の要因による工事費の増大		0
	性能リスク	38	市の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク		0
	施設損傷リスク	39	引渡し前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害		0
	施工監理リスク	40	施工監理に関するもの		0
	用地リスク	41	事業用地の確保に関するもの	0	
		42	市が事前に公表した資料に明示されているもの		0
		43	予見できない地中障害物等が発見された場合	0	
		44	建設に関する仮設、資材置場の確保に関するもの		0
維持管理	性能リスク	45	市の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関する リスク		0
運営	維持管理・運営コストリスク	46	市の責めによる事業内容・用途の変更に起因する維持管理費・運営費の増大 ・減少	0	
		47	不可抗力により起因する維持管理費・運営費の増大	Δ	Δ
		48	上記以外の要因による維持管理費・運営費の増大(物価変動によるものは 除く)		0
	物価変動リスク	49	事業運営期間中のインフレーション・デフレーション	Δ	Δ
	施設瑕疵リスク	50	市施設、共用施設の瑕疵	Δ	Δ
	施設・備品の 損傷・盗難等 リスク	51	市の責めによる損傷等	0	
		52	不可抗力に起因する損傷等	Δ	Δ
		53	第三者の責めによる損傷等	Δ	Δ
		54	上記以外の要因による損傷等		0
	支払遅延・不能 リスク	55	市の事由による支払遅延・不能	0	
終了時	移管手続リスク	56	施設移管手続に伴う諸費用発生等		0

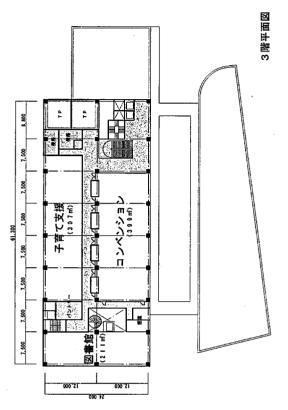
<負担者の凡例>
○ :リスクが顕在化した場合原則として負担する
△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する
空欄:原則としてリスク負担がない

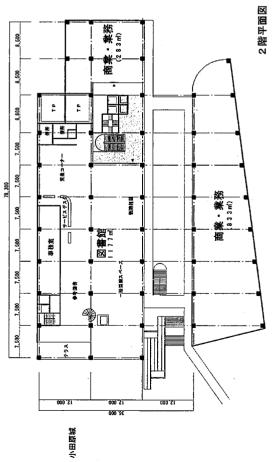


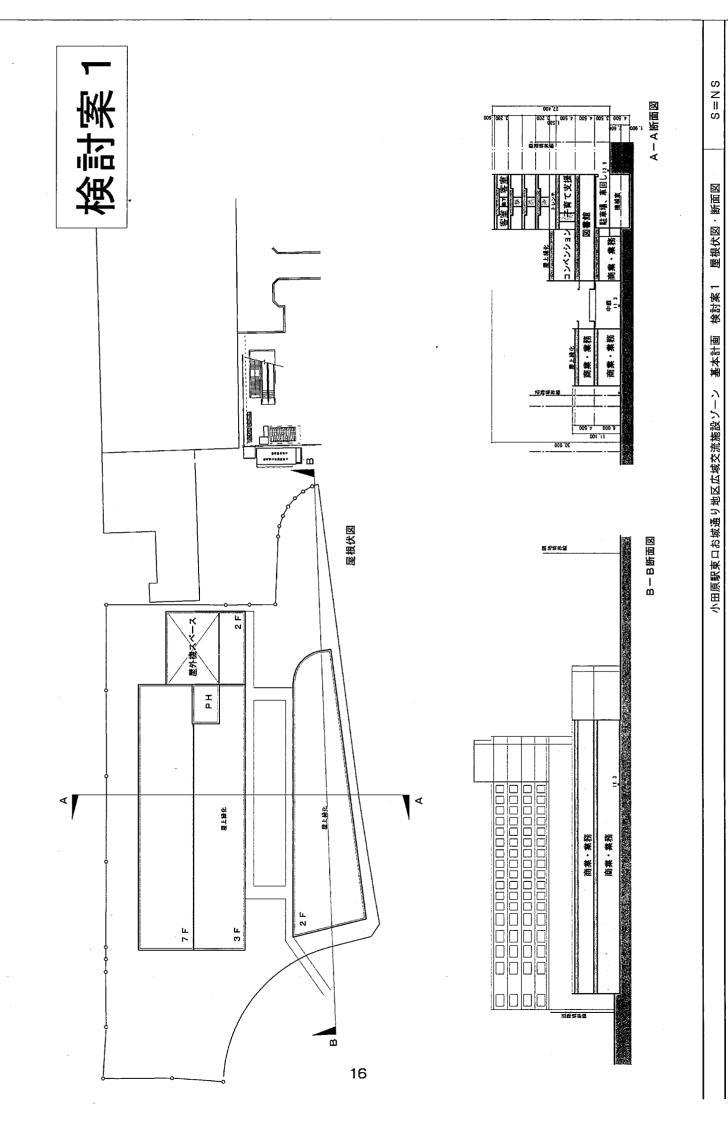
*シングル*:26室×4層=104室 ツイン : 8室×4層= 32室 合計 : 136室

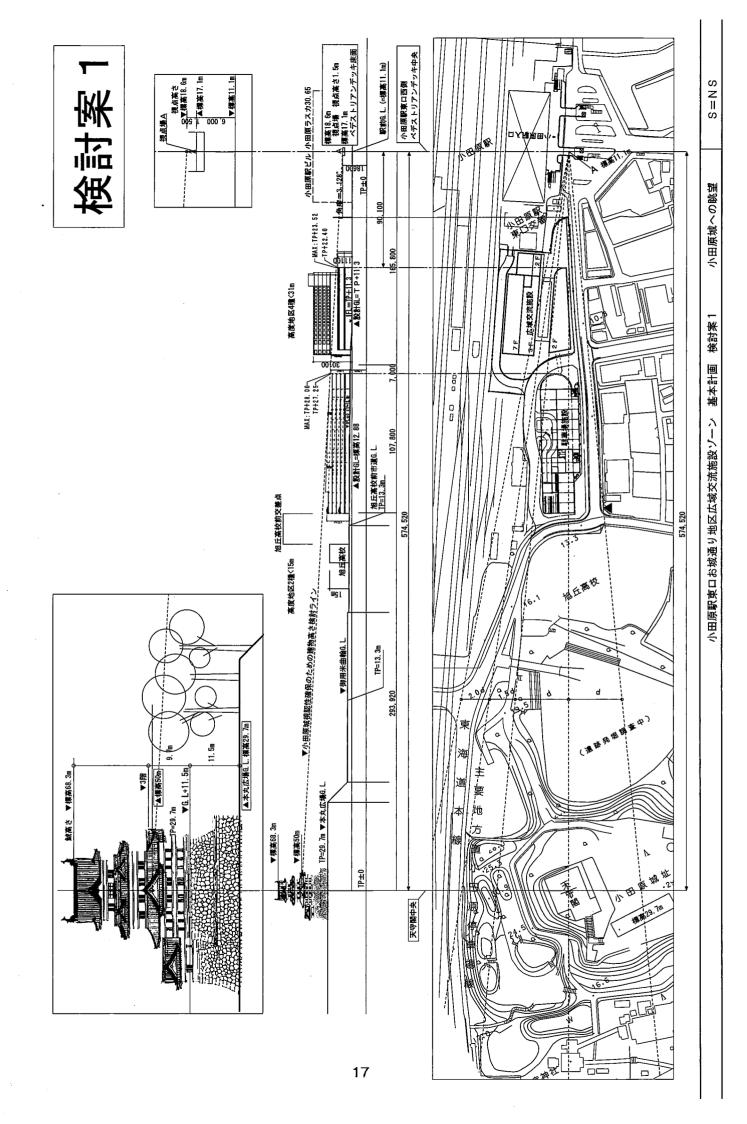
松起

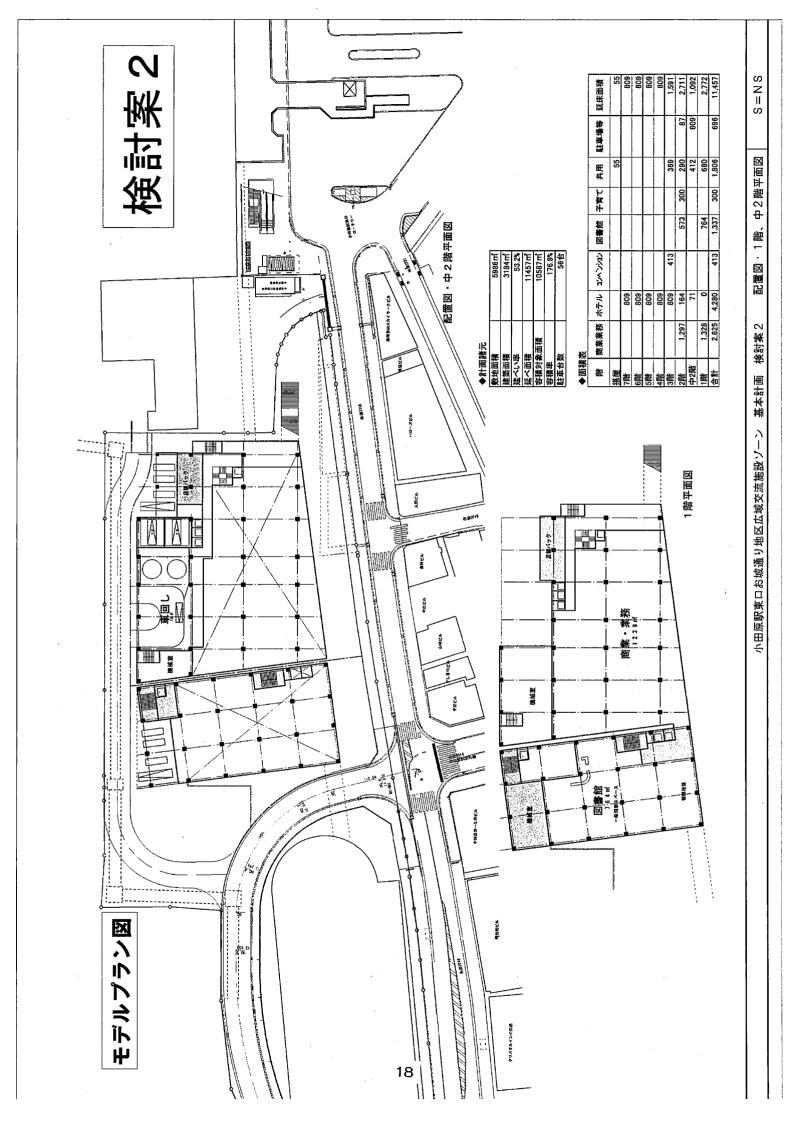












# 2

